# 市町村議会で議決した意見書（平成27年９月、10月議決分）

平成27年10月21日現在

| No. | 市 町 村 名 | 件名 | 議決年月日 | 頁 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 一　関　市 | 岩手県の医療費助成制度における現物給付の拡充を求める意見書 | H27.9.18 | 1 |
| 2 | 一　関　市 | 安全保障関連法案の強行採決に抗議し廃案を求める意見書 | H27.9.18 | 2 |
| 3 | 二　戸　市 | 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書 | H27.9.25 | 3 |
| 4 | 二　戸　市 | 災害ボランティア割引制度に関する意見書 | H27.9.25 | 4 |
| 5 | 八 幡 平 市 | 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書 | H27.10.2 | 5 |
| 6 | 八 幡 平 市 | 私学助成の充実を求める意見書 | H27.10.2 | 6 |
| 7 | 奥　州　市 | 「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」の強行採決に抗議する意見書 | H27.9.25 | 7 |
| 8 | 矢　巾　町 | 私学教育を充実・発展させるための意見書 | H27.9.18 | 8 |
| 9 | 西 和 賀 町 | 私学助成の充実を求める意見書 | H27.9.18 | 9 |
| 10 | 普　代　村 | 私学助成の充実についての意見書 | H27.9.18 | 10 |

| 市町村議会名 | 意見書の内容 |
| --- | --- |
| 一　関　市 | 【議決年月日】平成 27 年９月 18 日<br>【提　出　先】岩手県知事<br>【件　　　名】岩手県の医療費助成制度における現物給付の拡充を求める意見書<br><br>岩手県は、医療費助成制度に現物給付を導入するとして、その体制整備を進めております。<br>現物給付については、全国で 37 都府県、東北でも本県以外が実施していることから一日も早い実施が待たれています。<br>本県の現物給付実施については来年８月とし、対象は就学前と説明されています。<br>県内市町村では深刻化する少子化対策として、子育て支援策の柱に医療費助成制度を掲げ、2014 年４月現在、高校生までが５自治体、中学生までが９自治体と、県内自治体の 42%に達しています。<br>子どもの健康には、病気の早期発見・早期治療、治療の継続が必要であり、安心して子どもを産み育てられる社会にするために県の制度としての実現が求められています。<br>よって、次の事項について拡充するよう求めます。<br>記<br>1　本県の医療費助成制度の給付方法に現物給付を早期に導入し、中学校卒業まで拡充すること。<br><br>以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。 |

| 市町村議会名 | 意見書の内容 |
| --- | --- |
| 一　関　市 | 【議決年月日】平成 27 年９月 18 日<br>【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣<br>【件　　　名】安全保障関連法案の強行採決に抗議し廃案を求める意見書<br><br>安倍内閣は、今国会に、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈を前提として、武力攻撃事態法、ＰＫＯ法など既存の 10 法を一括して改正する平和安全法制整備法案と新法の国際平和支援法案を提出し、９月 17 日に参議院特別委員会で強行採決を行ったことに強く抗議する。<br>これらの法案には、国際平和のために活動する他国の軍隊等への後方支援活動等について、自衛隊が活動できる地域が拡大され、武力行使の一体化につながりかねない内容を含んでいる。<br>各種世論調査では、国民の多くは、政府の説明が不十分であるとしており、安倍総理自身も『国民の理解が進んでいない』ことを認めている。<br>去る６月４日に開催された衆議院憲法調査会や９月 15 日開催の中央公聴会において、与党推薦を含め、参考人である憲法学者や内閣法制局長経験者等が相次いで、今回の法案は憲法違反であるとの指摘をした。<br>このように、最大の問題は、憲法解釈で集団的自衛権の行使容認に道を開くことの憲法判断である。<br>審議を通じて明らかになったのは、憲法改正をせずに解釈だけで、専守防衛からはみ出す法案の法的不安定さであることは明白である。<br>わが国の憲法は、過去の悲惨な戦争と専制政治を反省し、人々の平和と民主主義の中から生まれ、国民主権主義、人権尊重主義、平和主義を基本原理とし、権力保持者の恣意によることがなく、法に従い権力が行使されるべきとの立憲主義を規定している。<br>歴代内閣は、これまで、憲法上集団的自衛権の行使は、許されないとの見解であったものを、一内閣において解釈変更することは、立憲主義に反するものと言わざるを得ない。<br>戦後 70 年の今、日本の方針の大転換であるが、主権者である国民を無視して数の力で押し通すことは許されない。民主主義の危機である。<br>よって、国においては、安全保障関連法案を廃案とするよう強く要望する。<br><br>以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。 |

| 市町村議会名 | 意見書の内容 |
| --- | --- |
| 二　戸　市 | 【議決年月日】平成 27 年９月 25 日<br>【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣<br>【件　　　名】少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書<br><br>　３５人以下学級について、小学校１年生、２年生と続いてきた３５人以下学級の拡充が予算措置されていません。<br>　日本は、ＯＥＣＤ諸国に比べて、１学級当たりの児童生徒数や教員１人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約６割が「小中高校の望ましい学級規模」として、２６～３０人を挙げています。このように、保護者も３０人以下学級を望んでいることは明らかです。<br>　社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある児童生徒への対応等も課題となっています。いじめ、不登校等生徒指導の課題も深刻化しています。こうしたことの解決に向けて、計画的な定数改善が必要です。<br>　子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、ＧＤＰに占める教育費の割合は、ＯＥＣＤ加盟国（データのある３１カ国）の中で日本は最下位となっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は２分の１から３分の１に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件格差も生じています。<br>　将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。<br>　こうした観点から、２０１６年度政府予算編成において下記事項の実現について、地方自治法第９９条の規定に基づき意見書を提出いたします。<br>記<br>１．少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、ＯＥＣＤ諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、３０人以下学級とすること。<br>２．教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を２分の１に復元すること。 |

| 市町村議会名 | 意見書の内容 |
|---|---|
| 二　戸　市 | 【議決年月日】平成 27 年９月 25 日<br>【提　出　先】内閣総理大臣、国土交通大臣、経済産業大臣<br>【件　　　名】災害ボランティア割引制度に関する意見書<br><br>　日本列島は、大地震や火山噴火、豪雨災害などが相次ぐ「災害の世紀」を迎えている。その救援から復興に至る過程では、家屋の清掃や畳・家具の搬出、瓦礫の処理のみならず、要援護者宅への訪問介護や心のケア、傾聴ボランティアなど福祉的ニーズなども高まってきており、多くの支援者の参画が欠かせない。<br>　東日本大震災では、１日当たり推定１万～２万人のボランティアが必要だったが、実際には集まらなかった。各種の世論調査やボランティアへの調査では、旅費が無いのでボランティアに行けないという人が圧倒的に多い。「行きたい気持ち」はあるけれど「行けない」のである。<br>　過去の実績から、首都直下地震や南海トラフ沖地震が起きると、１日１０万人以上、延べ１０００万人以上のボランティアが必要になることがわかっている。それだけ多くのボランティアを集めようとするならば、近隣からの支援だけでは足りず、遠方からの支援や長期にわたる支援に頼らなければならないが、今のわが国にはこうした大規模災害の被災地に、必要なだけのボランティアを集める環境が整っていない。まずは、彼らの「被災地への移動手段」と「滞在場所」にかかる経費の援助を社会的に図るべきである。<br>　これまで、鉄道会社や航空会社、旅館などの民間企業が独自に割引制度を実施したり、地方自治体がボランティアバス運行の支援をしたりするなど、官民ともに、負担軽減のための取り組みを行った事例がある。国は、こうした動きをさらに広め多くの団体が取り組みやすくなるような支援のあり方を速やかに検討し、そのための官民協働の社会システムを構築すべきである。<br>　以上の理由から、地方自治法第９９条の規定に基づき、下記事項について意見書を提出する。<br>記<br>　地震や津波、豪雨などの大規模災害発生時に、被災地に赴く災害ボランティアに対して交通費や宿泊費を割り引く制度を制定すること。 |

| 市町村議会名 | 意見書の内容 |
| --- | --- |
| 八幡平市 | 【議決年月日】平成 27 年 10 月２日<br>【提　出　先】内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣<br>【件　　　名】教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元をはかるための、2016 年度政府予算に係る意見書<br><br>日本はＯＥＣＤ諸国に比べて、１学級当たりの児童生徒数や教員１人当たりの児童生徒数が多くなっている。しかしながら、第７次教職員定数改善計画の完成後９年もの間、国による改善計画のない状況が続いている。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要である。一人ひとりの子どもたちへのきめ細やかな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠である。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加している。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応、いじめ・不登校などの課題もある。こうしたことの解決に向けて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要である。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、国の施策として定数改善に向けた財源保障をすべきである。<br>三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国の負担割合が２分の１から３分の１に引き下げられた。その結果、自治体財政が圧迫され非正規教職員も増えている。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。子どもの学ぶ意欲・主体的なとりくみを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。<br>こうした観点から 2016 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう要望する。<br>記<br>１　子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。<br>２　教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の国の負担割合を２分の１に復元すること。<br><br>以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。 |

| 市町村議会名 | 意見書の内容 |
| --- | --- |
| 八幡平市 | 【議決年月日】平成 27 年 10 月２日<br>【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、<br>岩手県知事<br>【件　　　名】私学助成の充実を求める意見書<br><br>私立学校は、公教育の一翼を担い、学校教育の充実、発展に寄与している。<br>現在、私立学校の経営基盤は、厳しい環境におかれており、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫している。また、生徒一人当たりに支出される教育費が公立学校と比べて低いことが、私学の教育諸条件が改善されない大きな要因になっている。<br>こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められている。<br>よって、このような実情を勘案し、私学助成について特段の配慮をされるよう下記事項を要望する。<br>記<br>過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額を含め、私学助成をさらに充実すること。<br><br>以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。 |

| 市町村議会名 | 意見書の内容 |
| --- | --- |
| 奥　州　市 | 【議決年月日】平成 27 年９月 25 日<br>【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣<br>【件　　　名】「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」の強行採決に抗議する意見書<br><br>政府は昨年７月１日の臨時閣議で集団的自衛権の行使容認を決定し、これに基づき「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」を国会に提出され審議が続けられてきました。<br>戦後最長の会期延長し審議をしてもなお、政府は、14 日の参院安保法制特別委員会で、「法案について、残念ながらまだ支持が広がっていないのは事実だ」と認めざるを得ませんでした。<br>参議院での審議も 111 回審議中断するなど法案の説明に窮するなか、参議院安保法制特別委員会の採決が強行されました。しかし、その会議録（未定稿）には「発言する者多く、議場騒然、聴取不能」としか記されていません。<br>日本のあり方を大きく決める法律であり、参議院の審議を経てもなお国民の６割以上が今国会での成立に反対し、「憲法違反」の法案を、地方公聴会を開いた翌日に強行採決し、参議院本会議に提案したことは、言語道断の暴挙といわざるを得ず、抗議するものです。<br><br>以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。 |

| 市町村議会名 | 意見書の内容 |
| --- | --- |
| 矢　巾　町 | 【議決年月日】平成 27 年９月 18 日<br>【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、岩手県知事<br>【件　　　名】私学教育を充実・発展させるための意見書<br><br>私立学校は、公教育の一翼を担い学校教育の充実、発展に寄与しています。<br>現在、私立学校の経営基盤は、厳しい環境におかれており、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫しています。また、生徒一人当たりにかけられる教育費が公立学校と比べて低いことが、教育諸条件が改善されない大きな要因になっています。<br>こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められています。<br>よって、このような実情を勘案し、私学助成について特段の配慮をされるよう次のとおり要望いたします。<br><br>過疎地域の私立学校に対する特別助成の増額を含め、私学助成金を更に充実することを求めます。<br><br>以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。 |

| 市町村議会名 | 意見書の内容 |
| --- | --- |
| 西和賀町 | 【議決年月日】平成 27 年９月 18 日<br>【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、岩手県知事<br>【件　　　名】私学助成の充実を求める意見書<br><br>私立学校は、公教育の一翼を担い学校教育の充実、発展に寄与しています。<br>しかしながら、現在、私立学校の経営基盤は厳しい環境におかれており、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫しています。また、生徒一人当りにかけられる教育費は、公立学校と比べて依然として低く、教育諸条件が改善されない大きな要因になっています。<br>こうした状況の中で、教育条件の維持・向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められています。<br>よって、このような実情を勘案し、過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額を含め、私学助成金を更に充実することを求めます。<br><br>以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。 |

| 市町村議会名 | 意見書の内容 |
|---|---|
| 普　代　村 | 【議決年月日】平成 27 年９月 18 日<br>【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、岩手県知事<br>【件　　　名】私学助成の充実についての意見書<br><br>私立学校は、公教育の一翼を担い学校教育の充実、発展に寄与しています。<br>現在、私立学校の経営基盤は、厳しい環境におかれており、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫しています。また、生徒一人当りにかけられる教育費が公立学校と比べて低いことが、教育諸条件が改善されない大きな要因になっています。<br>こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められています。<br>よって、このような実情を勘案し、私学助成について特段の配慮をされるよう次のとおり要望いたします。<br><br>過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額を含め、私学助成金を更に充実することを求めます。<br><br>以上、地方自治法第９９条の規定に基づき意見書を提出します。 |